

第五十八回国 参議院 文教委員会 會議録 第十三号

昭和四十三年四月二十六日(金曜日)

午後二時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中村喜四郎君

理事 楠 正俊君
佐藤 隆君
小野 明君
鈴木 力君

委員

大谷藤之助君
久保 勘一君
細木 亨弘君
近藤 鶴代君
内藤善三郎君
中野 文門君
千葉千代世君
松永 忠二君
柏原 ヤス君

國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

文部大臣官房長 岩間英太郎君
文部省初等中等 天城 勲君
教育局長
文部省大学学術 宮地 茂君
局長

事務局側

常任委員会専門 渡辺 猛君
員

本日の會議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村喜四郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を続行いたします。
なお、政府側より灘尾文部大臣、天城初等中等教育局長、宮地大学学術局長が出席いたしております。

質疑の申し出がありますので、これを許します。千葉君。

○千葉千代世君 委員長、ちょっと速記をとめてください。

○委員長(中村喜四郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(中村喜四郎君) 速記を起こして。

○千葉千代世君 私は、国立学校設置法の一部改正の法律案に関連して、国立大学に養護教諭の養成に関する学部創設の問題及び現行法の中で大学の既成学部の養成課程の運用等を中心に質問したいと思ひます。

まず、その前提として、現在養護教諭を取り巻く幾つかの問題点を明らかにしていく必要がございます。

そこで、まず、四十三年度の文教予算の中に新たな養護教諭養成所の予算が計上されていない。私は、この前の臨時国会のときですが、ちょうど予算の折衝段階でございましたので、特にその点について文部大臣にお尋ねいたしました。そのとき、当局の答弁は、一応現在のところでは、いまの定数のもとで需給ということを考えれば、地域

によっては多少のアンバランスはあるけれども、養成計画としてはひとまず第一計画を終了したと、こう答弁されました。ほんとうに五カ年計画の充足率を満たしているのかどうか、こういうことで、そのとき討論を重ね合つたわけございま

すけれども、その後資料等によりまして見ますと、いうと、まだ十分にそれを果たされていないように思ふわけなんです。

で、お伺いいたしますが、養護教諭のその後の定数に対する実員の充足状況はどうなっていますでしょうか。

○政府委員(天城勲君) 養護教諭の充足状況でございますが、たしか昨年の秋の国会の機会だと思ひますが、当時私から、五月一日の指定統計の状況を御報告申し上げたわけでございますが、これは年度当初でございましたので、その後の状況も含めて直近の数字の様子を申し上げたいと思つております。

その後九月と十一月に状況を把握したのでございますが、一番新しい十一月の状況で申し上げますと、標準法の定数でございますと一万三千三十四人というのが定数になるわけでございますが、これに對しては実員が一万二千六百四十七人でございまして、三百八十七人不足されていまして、プラス・マイナスといたしましてそういう数字になります。ただ、これを県別に見てまいりますと、定数以上に持つておられる県もございまして、差し引きそういう形になります。定数以上を持つておられる県を除きまして、純粹に定数まで充足分だけ計算いたしますと、なお六百九十五人という数字が未充足でございます。なお、四十三年度のいま計画しておりますが、これが予定どおりまいりますれば、大体全体の四二%ぐらいまで充実するという見通しであるわけでございます。現在の実情だけ御報告申し上げます。

○千葉千代世君 いまの六百九十五不足。しかし、過員の県があるということも聞いたんです。が、過員の県は幾つぐらいでしょうか。大体何県ぐらいでしょうか。

○政府委員(天城勲君) 過員の分、三百八名でございます。

ございますけれども、県で申し上げますと千県でございます。

○千葉千代世君 そうすると、過員については、何か大蔵省との折衝の中の暫定処置として九七%見ていくとかというお話し合いができて実施されているとかと聞いたんですが、そのとおりなんでしょうか。

○政府委員(天城勲君) 御存じのように、定数充足五カ年計画を進めているわけでございますが、その間に全体の児童数とのバランスで教員定数がある程度減ってくるわけでございますけれども、その減り方につきまして、いま御指摘のように九七%の保証を續けておるわけでございます。それを上回っている場合に、いま申し上げた上回っている県が十県あるというわけでございます。

○千葉千代世君 この九七%の、これは保証というんでしょうか、ちょっとことはわかりませんが、保証しているとなると、これははずつと續いて保証していくというわけなんでしょうか。四十二年度だけ保証したと、こういうことなんではないか。

○政府委員(天城勲君) それは三十九年から始まつております。いまの五カ年計画の基礎に児童生徒数がございますので、その児童生徒数を基礎に教員の総定数をはじく場合にとつてきた、まあ保証と普通言っております数字でございます。五カ年間續けてきたやり方でございます。

○千葉千代世君 そうすると、これは四十三年度で終わるわけでございますね。

○政府委員(天城勲君) 一応計画は、四十三年で五カ年計画は終わるわけでございますので、もちろん四十三年もいたしております。

○千葉千代世君 そうしますと、当然定数法を變えるかなにかしませんとこの過員の分の対処ができませんことになりまして、定数法改正など

についてどういふ考えを持っていられるでしょうか。

○政府委員(天城勲君) 四十三年度で一応終わります。第二次の五カ年計画の前身は、御存じのように学級規模の縮小と教員定数の改善をはかつてきたわけでございますが、一応これで四十三年度の計画が終わりです。当然それ以後の問題を考へなければならぬわけでございます。この場合どういふ方法で教員定数全体の充足をはかつていくかという状況は、過去の五カ年間のうちに児童減という傾向がございまして、なお中学校については若干ございまして、全体の流れは過去五カ年間と非常に事情が異なつてきておりますので、いよいよ生徒の減る機会にそれを利用してうまく教員数の充足をはかるという簡単な方法が、今後なかなかできかねると思ひます。しかし、この五カ年間にすでに宿題になっております問題がたくさんございまして、当然定数の問題を考へなければならぬと、かように思つております。

その方法につきましては、たまたまいま課題になつております養護教諭の問題は、この五カ年間で学級規模のほうに重点を置いておつたために、率直に申しましてやや養護教諭のほうの手が薄かつたかと思ひます。したが、いまして、今後の計画におきましては、従来の実施上いろいろの問題になりましたところは第一優先として定数上の配慮をしなければならぬ、かように考へております。具体的な問題はもう少し広くいろいろの要素を加味しなければならぬと思つておりますが、養護教諭に對しましては当然の中で考へられる課題に優先順位をもつて着手したいと、かように考へております。

○千葉千代世君 定教法そのものを変えていくという構想はございせんか。
○政府委員(天城勲君) いま申し上げたことは、結局定教法そのものの改正に及ばなければならぬわけでございまして、四十四年度以降においていま申し上げましたような点を考慮しながら、定教法の改正問題を検討いたしておるといふこと

を申し上げたわけでございます。

○千葉千代世君 いま過員のことを伺いました。定数に満たない県もあるように調査では私知つておりますが、これは詳しい数字は要りませんけれども、大体何県ぐらいでしょうか。私は少し古い数字ですけれども、いま四十二年十一月のような調査のことをおっしゃつていましたね、そのころの調査で定数に満たない県は幾つぐらいでしょうか。一番定数に満たないで一番少ない例は別にしても、人数はどのくらい、定数に足りないのは。
○政府委員(天城勲君) 先ほど申しました十県がいよいよ過員の形でございますので、その他の県が該当いたしますが、そのうちから需給がかつちりつておりますのが三十県が未充足の県でございますが、その中には一名とか、二、三名というところがございます。いま先生の御指摘の少しとまつているところでございますが、やはり北海道が一番多くて百四十九名未充足でございます。それから、あとは愛知が九十八名、この辺も多いほうじゃないかと思つております。それから埼玉が八十五、茨城が七十四、大体こういうところが多いところで、あとは一けた、せいぜい二十名、三十名程度でございます。

○千葉千代世君 いまの定数の実数ですけれども、これは産休などを除いてございせんか。
○政府委員(天城勲君) たいだいま申し上げました百四十九名は産休を除いております。
○千葉千代世君 産休と休職も。
○政府委員(天城勲君) はい、除いております。

○千葉千代世君 いま養護教諭の定数の問題を伺つたんですけれども、その次に市町村支弁のいわゆる養護職員というのがあるわけですね。免許状を持ったの持たないのとごつちやになつて、市町村で支弁しているのがあるわけなんですか。その実情をどのように把握していらつしやるか。
○政府委員(天城勲君) いわゆる養護職員と言われている方々でございますが、これは五月の指定

統計の数字で公立の小・中学校で三千五百四十八名現在おられます。これはちょうどこの五カ年間にぐらゐに逐次減つてきておる。減つてきていゝのは、一部は教員にかわられる方もあるし、おやめになる方もあるわけですが、大体一割ぐらゐは減つておるわけですが、養護職員にかわつていった率から見ると、なお減り方が少ないのでございまして。と申しますのは、やっぱりそのあとに市などでは養護職員を新しく採用しているのじゃないかと思ひますが、なお三千五百四十八人現在おられます。

○千葉千代世君 その配置状況も、さつき養護教諭の県費負担のほう、その状況がたいへんアンバランスなんです、この養護職員のほうも配置状況は大体平均的なんではないか。それとも、市町村の財政状況によつてかなり違ふと思ふんですけれども、どうなつていますでしょうか。極端にひどいところありますか。

○政府委員(天城勲君) これはやはり県によつて非常に違いがあるようでございまして。少ないところだと、全県で一けた、あるいはせいぜい十名から二十名程度のところと、たとえば一番多いのは鹿児島島の三百四十九人、それから兵庫の百九十五人、京都の百六十三人、長野の百五十人というふうに、あるいは宮城県の百四十五人というふうに、百人以上かかえておられる県もございまして。広島も二百五十五人、多いほうでございまして。○千葉千代世君 そうしますと、これは義務制の小中合わせた数でございせんか。
○政府委員(天城勲君) たいだいま申し上げた数字は小中の合計の数字でございまして。

○千葉千代世君 たとえば、いまおっしゃられた、鹿児島島の三百四十九とおっしゃいましたか。そうしますと、資格を持たない数と、それからいわゆる県費支弁と市町村支弁との数にあまり開きがないようございせんか。これはどこに原因があるんでございせんか。これ、県とは限りませんけれども、一般的でけつこうです。
○政府委員(天城勲君) 御指摘のように、鹿児島

の例などでは県費負担の養護教諭よりも職員の方が多いというふうな状況でございまして。これはいろいろの点が考へられるのでございまして、先生御案内のように、認定講習をやつておりまして、資格付与の機会を与えて資格は持つていらっしゃる方、だんだん多くなつていゝのでございましてけれども、大体女子の方で任地の関係が非常に現実の問題として障害になつていゝようございまして、たとえば県庁所在地の都市なら志望するけれども、すでにそこは満員であつて、郡部や僻地のほうへ行つていただきたいと言われても、家庭の関係、家族の関係で行かれないというふうな需給の面から来る障害がかなり多いのではないかと。それから、養護職員の方々には、看護婦の免許状などを持つておられる方がおられるものですか、遠いところに行くくらいならば近くで別の資格のほうで勤務するといふケースもあつたりしまして、地域的な需給のアンバランスが私は一番大きいのではないかと。

もう一つ、年齢の関係もございまして、県費負担の職員にする場合に、県でもいろいろ条件をつけている県もあるようございまして、これにつきましては、私たちができるだけ養護教員の充実ということから協力してもらつたらうに県には指導しておるのでございまして、主としてこの需給関係がマッチしないために、資格がありながらほかへ行つてしまつたということが一つの大きな原因ではないかと、かように思つておるわけでございます。

○千葉千代世君 その任用がえしない理由の中に年齢的なことが述べられたわけなんですけれども、各県によつて新規採用の年齢ですね、先生の数が足りないときは年齢を引き上げていゝって選考基準にするし、先生が余るときは年齢を下げていゝってございまして。それは県々の実情によりましてございまして、特に養護教諭の場合には、いろいろな前歴の関係上、養護教諭の制度が発足して間もなかつたという実情で、年齢については相当緩和してほしい、五カ年計画のきめられた三十七年

の例などでは県費負担の養護教諭よりも職員の方が多いというふうな状況でございまして。これはいろいろの点が考へられるのでございまして、先生御案内のように、認定講習をやつておりまして、資格付与の機会を与えて資格は持つていらっしゃる方、だんだん多くなつていゝのでございましてけれども、大体女子の方で任地の関係が非常に現実の問題として障害になつていゝようございまして、たとえば県庁所在地の都市なら志望するけれども、すでにそこは満員であつて、郡部や僻地のほうへ行つていただきたいと言われても、家庭の関係、家族の関係で行かれないというふうな需給の面から来る障害がかなり多いのではないかと。それから、養護職員の方々には、看護婦の免許状などを持つておられる方がおられるものですか、遠いところに行くくらいならば近くで別の資格のほうで勤務するといふケースもあつたりしまして、地域的な需給のアンバランスが私は一番大きいのではないかと。

○千葉千代世君 その任用がえしない理由の中に年齢的なことが述べられたわけなんですけれども、各県によつて新規採用の年齢ですね、先生の数が足りないときは年齢を引き上げていゝって選考基準にするし、先生が余るときは年齢を下げていゝってございまして。それは県々の実情によりましてございまして、特に養護教諭の場合には、いろいろな前歴の関係上、養護教諭の制度が発足して間もなかつたという実情で、年齢については相当緩和してほしい、五カ年計画のきめられた三十七年

の例などでは県費負担の養護教諭よりも職員の方が多いというふうな状況でございまして。これはいろいろの点が考へられるのでございまして、先生御案内のように、認定講習をやつておりまして、資格付与の機会を与えて資格は持つていらっしゃる方、だんだん多くなつていゝのでございましてけれども、大体女子の方で任地の関係が非常に現実の問題として障害になつていゝようございまして、たとえば県庁所在地の都市なら志望するけれども、すでにそこは満員であつて、郡部や僻地のほうへ行つていただきたいと言われても、家庭の関係、家族の関係で行かれないというふうな需給の面から来る障害がかなり多いのではないかと。それから、養護職員の方々には、看護婦の免許状などを持つておられる方がおられるものですか、遠いところに行くくらいならば近くで別の資格のほうで勤務するといふケースもあつたりしまして、地域的な需給のアンバランスが私は一番大きいのではないかと。

○千葉千代世君 その任用がえしない理由の中に年齢的なことが述べられたわけなんですけれども、各県によつて新規採用の年齢ですね、先生の数が足りないときは年齢を引き上げていゝって選考基準にするし、先生が余るときは年齢を下げていゝってございまして。それは県々の実情によりましてございまして、特に養護教諭の場合には、いろいろな前歴の関係上、養護教諭の制度が発足して間もなかつたという実情で、年齢については相当緩和してほしい、五カ年計画のきめられた三十七年

のときに特にその点で、各県で任用がえするときの条件に年齢の制限をあまりつけられないようにという文部省の指導をお願いしてあったわけなんです。が、そういう点でかなり効果があがっているかと把握していらつしやるんでしょうか。

○政府委員(天城勲君) 養護教諭になる方々のいろいろな養護教諭の養成につきましては、先生一番お詳しいわけですが、いろいろな機関がございまして、一番これが多種多様にわたってあるわけがございまして、したがって、養護職員からすべて第一次的に吸収できればかなりいいわけがございまして、先ほど申しましたような事情で、必ずしもそういう状態になっておりません。年齢の問題につきましては、われわれも御指摘のように、当初から必ずしもつきりした一本の養成計画がない、複雑な養成機関の卒業生ないしは資格の取得者という形でございまして、その点につきましては十分指導してまいってきておるつもりでございまして、やはり赴任の地域の関係などが非常に大きな影響になっておると思えます。最近の大学の卒業生などを見ましても、やはりそういう状況がかなり出ておりまして、先ほど申し上げた北海道なんかの場合にも未充足の理由には、これはひとり養護職員に限りますが、任地の関係が非常に大きな要素になっておるようがございまして、それから、具体的に東京、長野、広島、香川、いま私ちょっと知って居る県で、その辺は年齢の緩和をかなり努力してやっていたら、ちょっと答えていただきたいです。

○千葉千代世君 これはいまの任用がえのできない理由の中に講習の問題がありますが、後にちょっと講習に触れたいと思うのですが、その前に年齢の件でございまして、わりあいと高年齢者が多いのです。一般の教員の男子の平均年齢、女子の平均年齢は大体幾つくらいでしょうか、おわかりでしたら、ちょっと答えていただきたいのです。

○政府委員(天城勲君) ちょっと男女別にわかりませんが、校長先生を除いて一般の職員の方

平均年齢は、私たち資料でございますが、三六・三歳になっております。

○千葉千代世君 そこで、養護教諭の年齢の構成はおわかりでしたら、ちょっと大体的見当を……。

○政府委員(天城勲君) 養護教諭の平均年齢は三六・九歳になると思えます。ですから、若干平均が高うございまして。

○千葉千代世君 平均しますと、若い方がふえてきましたからこうなりますけれども、たとえば、これは四十年代でございましてけれども、四十年代、四十一年度にもかなり多いのですが、五十歳以上というのが割と多いところもありませんが、東京などもかなり年齢の高いのが多いのです。これと六十歳で、もう五割増しの退職金をもらってやめる方も相当多いわけなんです。その年齢を推定していても、養成計画と関連してきますんですが、十年後にかなり多くの人数がやめるという想定がつくわけなんです。やめるというは、おかしんですが、年齢的に見ますとそういう年齢になっていくわけなんです。その点はどういうように想定していらつしやいますでしょうか。

○政府委員(天城勲君) いま非常に対照的な平均年齢を申し上げたわけがございまして、養護教諭三十六・九歳、それから先生たまたま年齢別のことをおっしゃいましたが、私たちの資料で申し上げますと、全国平均でございまして、五十歳以上は、養護教員は八・八%、一般の教員は六・九%ですから、確かに比率は高うございまして。それから、四十歳以上で見ますと、養護教員のほうが三六・二%、それから一般教員のほうは二七・九%ですから、相対的に養護教員の方のほうが高年齢の方が多いと思えます。ですが、幸いに若いほうの方が年々ふえてきておられますし、十年たてば、簡単にいえば、いまの五十歳からの方は普通の常識でいくと退職になる方でございまして。

○千葉千代世君 いつ退職ですか。十年後……。

○政府委員(天城勲君) 十年たてば大体いまの五十歳以上の方は退職するのが普通の姿でございまして、そのあとの傾向を見てまいりますと、

年々、現在の事情から見ますと二千名前後の資格者が出てまいりますので、新陳代謝——われわれの考えておる退職率を三%と考へましても、数の上で不足するということはいまは予想されないとおもうんでございまして。ただ、先ほど申し上げておる需給関係というものが現実にございまして、そのうち、養成数あるいは免許取得者の数を若干考えなければならぬのですから、そのこともあるから、これから将来の問題をもう少し検討してまいりたいと思っております。特に国立大学の養護教員の養成所がございまして、これが八つが今後フルに卒業生を出してまいりますと、この卒業生はおそらく基幹要員として中核になっていただけたらと思えますし、いままでその卒業生がないのですから、今後そういう点で実態が少し変わってくるかと思えますが、御指摘のように、十分将来のことは考へていかなければならぬと思っております。

○千葉千代世君 年齢で申し上げても、十年後と一般的にいっておっしゃったんですが、年齢をもつと延ばしていきたくて思っております。私、東京できのうも電話で調べてみたんですが、現に満六十四歳の方がいるんですね。それでたいへん元気でいらつしやいます。それが、そういうふうです。いま言ったのは、一般として、校長が満六十で、それを考へてみてという話にしておいていただかないと、六十四だから、おまえ多いんじゃないかということと言われると困るんです。

あと続けて進みますが……。

○鈴木力君 関連。いまの局長の御答弁を伺っております。これちょっとお聞きしたいのは、いまの養成計画で年とった人がどうやめていくでしょうか。若い人がふえていくから、いまのところ将来足りなくなるという想定はしなくてもよろしいという意味に伺ったのですけれども、文部省は養護教諭を十年間いまの定数でいくつもりなのかどうか、基本的に、つまり、この学校教育法の二十八条では——これはあとで千葉先生からほん

うに質問があると思えますから、私は関連ですからあれですけれども、各学校に置かなければいけないということになっておるものが当分の間置かないということになっておるのですが、十年あとの議論をするときにいまの定数法で議論をするということでは、どうも私はいただけないような気がするので、その前提がどうなっておるのか伺って、あと千葉先生の質問を続けてもらいたいと思えます。

○政府委員(天城勲君) 先ほど申しましたように、この定数基準が四十三年で一応年度の計画は終わりますので、当然それ以後につきましては改善をはからなければならぬ、その中で養護教諭問題は当然考へていく要素だということをおし上げたわけでありまして。

ただ、需給計画につきましては、まだその計画がございましておられないので、どういう数字になるか正確なことを申し上げかねるわけがございまして、ただいま申し上げたのは、現在の持つておる数字から、免許状の取得者、それから今後の年齢の構成、年齢の進行による新陳代謝との関係を見ていきたいと思います。ある程度の数字的な見通しができるという事情を申し上げたのでございまして、先ほど申し上げましたように、養成機関と、それから養護教員になってまいりますそのソースと申しますか、それが非常にたくさんあるものでして、しかも、そこから出てくる方々の資格と実際の就職との比率が非常に違うのでございまして。たとえば各種学校の養成機関でございまして、資格をとった中から実際に養護教諭になられる方が二十%という非常に低いもので、それからまた大学、短大にしましても、現在まだ四分の一ぐらしか現実には養護教員にならないという実情がございまして、この問題を考へなければならぬというつもりで申し上げたつもりでございまして。定数問題がどうなるかということがございまして、もちろんそれと将来の需給計画というものは十分合合わせるべきものだと、かように考

えております。

○鈴木力君 まだ私はよくわからぬのですが、これは関連ですから、あまりくどくは申し上げませんが、定数法が将来どうなるかわからぬと。それはそれで私もそのとおりだと思います。わからぬ場合に、定数法がない場合には本法に返るわけでしょう。そうすると、本法では各学校必置になっておりますから、そういう場合に一体どういう考え方になるのかということをお聞きしたかったんですが、いまの御答弁ですら、関連ですから、千葉先生の御質問が済んだあとにこの問題を少し私にも聞かしていただきまして、私の質問をちょっと保留させておいてもらいたいと思います。

○千葉千代世君 そこで、現在の需要と供給の関係です。それはどうなっておりますか。具体的には、養護教員の養成機関は国立と公立、私立、民間でございますか、ことばはいろいろになつておりますけれども、それは大体幾つぐらいあって、そこから大体どのくらい出て、そうしてその養護教員に就職したものはどのくらいあるかというのが概括おわかりでしたら、説明していただきたいのです。

○政府委員(宮地茂君) これは千葉先生も御承知と思えますが、養護教諭養成機関では、大学と短大、大学は十校現在でございます。短期大学は二十四校、それから国立養護教諭養成所は八つ、それから国立の養護教諭養成課程とっております。それから私立の養護教諭養成所が八つございます。そのほかに、保健婦養成所を養護教諭養成機関として指定したものが三十一ございます。したがって、これらの総数は現在八十九でございます。

で、これらの機関のうち、昭和四十二年三月に修了者を出したものは六十四でございます。その他のものは、まだ学年進行で卒業してないものが、その差の二十五校はまだ卒業者を出してないのです。四十二年三月の修了者で養護教諭の免許状を取得した者は二千百十八人、そのうち公立の小学校、中学校の養護教諭として

就職いたしました者は、免許状取得者の約三六％に当たります七百六十八名でございます。

○千葉千代世君 この七百六十八名というのは、全部の数ですね。それで、国立養成所の中で、これは昭和三十七年に五カ所ですね、一級の養護教諭の免許状を取ったもの。三十八年に三カ所、計八カ所が一級になっております。あとは二カ所、三カ所、三カ所、こうなっておりますが、いままで三十七年以降で国立の養成所を出て養護教諭にならない者は大体どのくらいございましょうか。養護教諭になるというのでこれに入つて、それで足りない者の概数でけっこうです、四十二年までの。

○政府委員(宮地茂君) 非常に名称がややこしいので、先生のお尋ねのあれを一年課程の分でございまして、七割でございます。それからもう一つ、やはり八つあります高等学校を卒業して三年行きます養成所のほうでございます。ことし北海道教育大学と岡山大学の二校の養成所がこの三月に卒業者を出しました。これはほぼ一〇〇％に近いのですが、北海道教育大学のほうは三十六名、岡山大学は四十名でございます。四十名定員のところ、岡山で一〇〇％、北海道教育大学のほうは四十名定員で三十六ということになっております。ですから、まあ一〇〇％に近いという数字でございます。

○千葉千代世君 この養成所をつくりますときに、討論の中で、あるいは養成所の設置の提案のときにも、大体全部の人が養護教諭になつてもらうという、こういうふうな希望と、そういうふうな指導でやるということであったわけなんです。が、この七割就職して、あとの三割は大体どの方面に行つたんでしょうか。これはいいです、いま聞くのはちょっと何でしょうから、というの

は、私の伺いたいのは、後の需給計画も、ことし養成所の予算を計上してないために、この一〇〇％就職率というふうなことでずつとややつて計算されては困るといふことを考えたわけですから、それで伺っているわけです。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど初中局長から答えましたことに関連するのですが、私のほうは養護教諭の養成ということで、供給の面は一応いろいろ供給計画を考へておりますが、その場合に過去の実績といたしまして一〇〇％近く見積りするのは、ことし二校卒業しました国立の養護教諭養成所のはうは、これはことし初めての実施でございますので、これは九十数％でもよいと思っております。その他のものにつきましては、一応御参考までに申し上げますが、いまの国立の一年コースの養成課程は七〇％を見積もつて今後の供給計画の中に入れております。それから、公私立の養護教諭養成所、こちらのほうはそれより比率が高うございまして、実績は七九％でございます。過去数年、で、そのくらい。それから、大学、短大の課程認定をいたしましたもの、これは大体二五％の実績でございますので、免許状取得者の二五％を見積もつて供給計画を立てております。そのほか保健婦学校等で指定をいたしましたもの、終了者は平均が二七％くらいでございます。そういうふうな過去の実績を一応もといたしまして将来の供給計画を立て、その数字を見積もつておる次第でございます。

○千葉千代世君 四十三年度の予算の中に養成所設置の予算要求が行なわれなかつた理由を、私、文部省の当局の答弁を求めたんですけれども、一応計画は済んだからやらないんだとおっしゃつたんです。この前の国会のときに、いまずつと供給源を述べられたわけですね。そして、今度は需要のほうを一方見ていきますと、過員の県、それから少ないところ、定数法によつてこう見ていきますと、ずいぶんアンバランスがあるし、特に僻地などにも今度はずいぶん大事な役目を果たすんじゃないか。そこへもつてきて定数法のことを考へていらつしやるとおっしゃつたんですけれども、まだそれは具体的でない。そうすれば、学校教育法の二十八条、これに沿つてやはり計画を立てていく必要があるんじゃないかと思ふんですが、これはいままでたびたび当委員会でも申

上げてあるので、きょうは省略したいと思ふんですけれどもね。各県の実情から推して、その県々でどうしても養護教諭が足りない。これは単に養護教諭の問題だけではなくて、教育全体の問題であるからというので一般教員、それから父兄の方々から署名をとつて、きのう現在で十七万七千とこしておるわけなんです。署名の人員がそれで、これはほんとうの署名で、実人員でございまして、国会に請願の手続をいまして、いままで過去三、四年では上がつてまいりました。いままで過去三、四年でも大体年度によつて六万のときもありましたし、九万のときもありました。文部省のたいへん熱心なあれと与野党の決議をずつと過去何年か上げていただいておられます。四十国会から始まつて、ずつと一、二、三、四回と上げていただいております。それで、これは各党とも共同でもつて推進してくださつておるのです。そのお陰で養成所も国立もこれだけできたわけなんです。しかし、ことし予算を切られてしまったので、それじゃ実際に充足計画がいかにどうなのか。文部省では一応計画を終わつたので、ことしは計上しないということとを答弁されたわけなんです。ですから、私も知っているところにはそれぞれのお答えしておいたのです。ところが、実情はそうではなくて、ほんとうに必要なんです。必要な根拠というのはいま言った二十八条へ向かつて充足率をきちつとしていかなければならぬのじゃないか。五カ年計画が終わつたあと、その後はどうなのかと言つたときに、五カ年計画の終わる最終年度にはこれこれと、それが終わつたならば一校一人必置の学校教育法二十八条に向かつて発展的にこれを推進していくという御答弁を幾たびかいただいているわけなんです。ですから、やはりそれに向かつて養成計画も必要じゃないか。現実にも過員の県、足りない県はやっぱり多いんですね。それを満たしていかなければならぬ。県によつては、養護教諭もやはり県支弁よりも市町村支弁のほうが多いようなところもあるわけですから、そ

上げてあるので、きょうは省略したいと思ふんですけれどもね。各県の実情から推して、その県々でどうしても養護教諭が足りない。これは単に養護教諭の問題だけではなくて、教育全体の問題であるからというので一般教員、それから父兄の方々から署名をとつて、きのう現在で十七万七千とこしておるわけなんです。署名の人員がそれで、これはほんとうの署名で、実人員でございまして、国会に請願の手続をいまして、いままで過去三、四年では上がつてまいりました。いままで過去三、四年でも大体年度によつて六万のときもありましたし、九万のときもありました。文部省のたいへん熱心なあれと与野党の決議をずつと過去何年か上げていただいておられます。四十国会から始まつて、ずつと一、二、三、四回と上げていただいております。それで、これは各党とも共同でもつて推進してくださつておるのです。そのお陰で養成所も国立もこれだけできたわけなんです。しかし、ことし予算を切られてしまったので、それじゃ実際に充足計画がいかにどうなのか。文部省では一応計画を終わつたので、ことしは計上しないということとを答弁されたわけなんです。ですから、私も知っているところにはそれぞれのお答えしておいたのです。ところが、実情はそうではなくて、ほんとうに必要なんです。必要な根拠というのはいま言った二十八条へ向かつて充足率をきちつとしていかなければならぬのじゃないか。五カ年計画が終わつたあと、その後はどうなのかと言つたときに、五カ年計画の終わる最終年度にはこれこれと、それが終わつたならば一校一人必置の学校教育法二十八条に向かつて発展的にこれを推進していくという御答弁を幾たびかいただいているわけなんです。ですから、やはりそれに向かつて養成計画も必要じゃないか。現実にも過員の県、足りない県はやっぱり多いんですね。それを満たしていかなければならぬ。県によつては、養護教諭もやはり県支弁よりも市町村支弁のほうが多いようなところもあるわけですから、そ

れとかね合せてやはり県費支弁の養教の免状を
持った者を置いていくのがたてまなわけですか
ら、その線に沿った需給の計画を立てていかな
くやらならないんじゃないか、こういう点から何
うわけなんですかね。全然要求しなかった根
拠で、これはこれからのつもりでいらっしや
るわけなんですか。そのときには需給とにら
み合わせて考えるということもこの速記録に述
べられてるわけなんですか。どうなんでしょうか。
○政府委員(宮地茂君) 過去、養護教諭の五千名
増という年次計画で、一応四十二年度をもって養
成所の設置も終わったということでございますが、
それが将来の問題といたしましては、やはり
何といたしても定数の問題が一つと、

「委員長退席、理事補正俊君着席」
それから先ほど初中局長が申しましたが、ある
県では余り、ある県では足りないというように非
常にアンバランスでございます。したがいまし
て、地域ごとの充足状況ということもやはり頭
に置く必要があるんじゃないか。そういうことで、
定数の関係あるいは地域の状況、こういったよう
なことを考慮しまして、結局は需給関係がバラ
ンスを保たなきゃいけないので、そういう観点か
ら将来も問題については検討したい。それです
から、四十三年度絶対につくらなかったんで、今後
どういうことがあってもつけないというこ
とでございませぬし、しかし、つくとすれば、い
ま言ったような状況を勘案しなきゃならぬと思
います。

それから、先ほど初中局長が申しました非常に
足らない北海道とかあるいは茨城とか、こうい
うところはこの養護教諭の三年課程の養成所をつ
くりました。その卒業生がこれから出ていくわけ
でございます。したがいまして、たとえばいまの定
数のままでと、茨城などは現在七十名余り足
りない。これは二年——二年と言っちゃあれで
すが、一年その養護教諭養成所の卒業生は四十名
ですから、それが二カ年で八十名出れば、定数が動
かぬとすれば、もう茨城は、現状では不足してい

る二番目か三番目の県になっておりますけれど
も、今後定数が動かぬとすれば、二年たてばその
ままだも充足県になってしまふ。いろんな関係が
ございまして、将来の問題として十分その点を
考慮して、この養護教諭養成所の新設ということ
は考えたいということでございます。

○鈴木力君 ちよつと関連。どうもまたわからな
くなったんで、大学局長に伺いますが、茨城大
学にある養護教諭の養成機関は、茨城県の養護教
諭となるということが目的として設置されてある
のかどうか、これをはっきりしてください。
○政府委員(宮地茂君) これはブロックごとに、
一応八ブロックということで設立したわけござ
います。したがいまして、茨城県にあるからと
いって、茨城だけのためということではござい
ません。

「理事補正俊君退席、委員長着席」
ただ、いままでのこれは卒業生は、ことし二校
ですから、今後の状況はわかりませんが、本年の
実績を見ましても、たとえば岡山大学から四十名
卒業いたしました。そのうち大体三分の一の者は
岡山県に就職しております。三分の二は他県にと
いうことで、必ずしもその県に全部ではござい
ませんが、いろんなその他の状況を見ましても、や
はりブロックというふうな計画を立てましても、
そこがそのブロックで予定したとおりに卒業生は
実際就職してくれないという実態は、その他の養
成機関のことを調査してみましても、そういう事
実があるわけでございます。

○鈴木力君 だから、さっきの局長の答弁、私は
間違いだと思つたのですよ。たとえば茨城県がい
ま七十何名か不足がある、そのときに、あなたは
いまの定数でいけば茨城大学から四十名出ますか
ら、二年たてば茨城は間に合はずです、こうい
う答弁をしてるわけだ。場当たりの答弁では私
どもずっと審議をするのになんか悪いというこ
とです。岡山でさえも三分の一しかその県に行か
ないというのでしよう。茨城県は関東のブロック
です。交通機関の発達しているところでは、他の

県からもだいたい入っているわけですが、そういう
うに場当たりで、七十何名足りないのは、茨城大
学があるから茨城県は間に合います、こういう
うな、そんな御答弁いただくのなら、とても審議
にならないわけですね。もう少し本来ある姿がど
ういう趣旨であるかというところから立つて、ま
じめに答弁していただきたいと思つています。

○政府委員(宮地茂君) いまの鈴木先生のような
御理解に聞こえるような御答弁を申し上げました
のは申しわけございません。一応仮定をすればと
いうような前提を設ければよかつたと思つて
が、

それから、北海道が百四十九名現在未充足で非
常に不足しているのですが、北海道に置きました
養成所の卒業生は、これは北海道は広地域でござ
いますから、北海道にはほとんど全部が就職してい
るという状況でございます。

○千葉千代世君 茨城県のいまの足りないものを
補うとおっしゃつたのですが、茨城ではかなり年
齢的に高い方もいらつしやるわけでしょう。そう
すると、やめる方もあるから、もつと実際的には
足りないほうはふえていくわけですね。たとえ
ば、いま言われたように、茨城大学を出ても茨城
へ就職するとは限つていない。それが証拠には、
東京に国立の養成所が一つほしいということでは
考えたり、あるいはできれば東京都立でもい
かからというので話したのださうです。ずつと。そ
うしたら、いや、東京では選考式にすれば各県から
幾らでも志望者があるから、よその卒業生がみな
来るから、東京には要らないのだと、都議
会のほうで請願をしたけれどもそういう答弁で
あつたということがあつたのです。これは去年も
ございました。そういうわけで突らなかつたので
す。ですから、いま申し上げたように、そう簡単
にはいかないと思つておられます。

私はいま一点心配なことは、いま量の問題です
けれども、質の問題はやはりあると思つたのです。
量と質の増大をやはりはかつていかなければいけ
ない。そういう意味で、国立学校設置法に
た面で伺いたいと思つています。

それで、先ほど養成の過程の問題おっしゃられ
たのですが、それは国立学校設置法の六条の二、
「国立大学の学部、文部省令で定めるところに
より、学科又は課程を置く。」というのがありま
すけれども、これによってできていくわけなん
ですか。そうすると、それによってできていく養
護教諭養成課程は現在どこどの大学にございま
すのか。

○政府委員(宮地茂君) いまお尋ねの養成課程は
山形、茨城、金沢、愛知教育、神戸、岡山、徳
島、熊本の八大学でございます。なお、国立学
校設置法六条の二の規定ということでございます
が、実はそうではございませぬ、これは看護
婦免許状を持つて入る者を入学資格としたまし
た一年の課程でございます、一応形式的に申し
ますれば、先生が御指摘になられた根拠条文は
なくて、これはして申しますれば、免許法第五
条の別表第二の規定によりまして指定教諭養成機
関、そのように私もは解しております。

○千葉千代世君 いまの指定教諭養成所ではなく
て、国立学校設置法の六条にありましよう。「国
立大学の学部、文部省令で定めるところによ
り、学科又は課程を置く。」という、その養成課
程だと思つたのです。だから、指定養成所ではな
くて、たとえば東大なんかでございまして、医学
部でしたか、養護教諭になる課程がございま
す。ああいうようなのを聞いてるわけですね。
正規の課程になつていくわけなんですか。学部を
置かないでやるというふうなところ。学部を置
くのはあとのほうの三条のほうでまた申し上げ
たいと思つたけれども、六条の二による養成課程
というのはいま……

○政府委員(宮地茂君) くだいようで恐縮でござ
います、先生の御指摘の条文の学校ではござ
いませぬ。課程はございませぬ。ですから、たと
えばいま東大の課程をおっしゃられたが、そ
れよりも、むしろわかりよいのは昔の学芸学部、
いまは教育学部と申しております中に、小学校と

か中学校の養成課程がございませう。それとこの養成課程の一年の養成課程とは違ひます。

○千葉千代世君 それを伺っているのじゃないんです。それは別なんです。いま局長さんのおっしゃったのは、三十七年に五個所できたわゆる養成所なわけなんです。一年養成のです。それは高等女学校を卒業して看護学の修業を三年やり、国家試験を受けた者に、さらに一年の養成課程の課程をやつて一級になれるというのです。それが国立の養成所の一番初めで、三十七年からで、計五カ所ですね。一カ所三十名養成で五カ所できては、計三十八年と、二年続いてできたわけ、計五カ所ですね。一カ所三十名養成で五カ所できては、計三十八年と、二年続いてできたわけ、計五カ所ですね。一カ所三十名養成で五カ所できては、計三十八年と、二年続いてできたわけ、計五カ所ですね。一カ所三十名養成で五カ所できては、計三十八年と、二年続いてできたわけ、計五カ所ですね。

○政府委員(宮地茂君) 現在、先ほどから先生の例を引かれます東京大学の医学部の保健学科、こういうふうなもので、養成課程の養成をあわせて行なうことができる課程として文部大臣が認定いたしておりますのは、東大のそれとか、奈良女子大の家政学部等七つでございませうけれども……

○千葉千代世君 それは東大と奈良女子大と、それからどこでございませうか。

○政府委員(宮地茂君) 東京大学のいま申しました医学部保健学科、それから金沢大学の教育学部、大阪教育大学、奈良教育大学、それから岡山と女子大の家政学部保健学科です。それから岡山と高知の教育学部、国立は以上でございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。そこで、実際には、私の調べた範囲では、大阪なら大阪の保健学科でしたか、そこは生徒募集はしていないよ、うでございませう。それで、国立の養成所が大阪にできては、二、三年くらいもう養成してないというより、なことが、ちょっと調べにありましたけれど……

○政府委員(宮地茂君) これはいま以上申しましたのは、その学部学科の養成課程になれる、養成課程の免許が取れる課程として文部大臣が認定してあるもの、しかし、それは本来養成課程養成所のように養成課程になる人ということ、初めからやらないで、たとえば保健学科あるいは家政学部、東大とか奈良女子大のそういうもの、その他の教育学部、これはそれぞれそういう養成課程の免許も取れるけれども、それを取らないで初めから自分の専攻しておる学問をやるという者が多うございませう、募集はしてありますが、現実には養成課程の免許を取つて出ていく者が少ないというのが現状だと思ひます。

○千葉千代世君 それは募集して、来ないのかやらないのかわかりませうけれども、保健学科そのものをやらないわけですよ、大阪のはね。

○政府委員(宮地茂君) これはいわゆる養成課程養成課程とかいっておりますと、もう初めから養成課程になる人々が入るので、少なくとも七〇％とか一〇〇％近くの者がなっていくわけです。ところが、教育学部とか家政学部という場合は、本人が将来養成課程になるかと思う人はそこで免許の取れるように単位を取つていく。しかし、現実には養成課程にいたしてありますが、せつかく文部大臣の指定はいたしてありますけれども、実際の卒業生は養成課程の免許状を持って出ない。したがってまた養成課程に就職する者が少ないというのが実態だと思ひます。

○千葉千代世君 はい、わかりました。そこで、こういう調査がありますので申し上げますが、免許状を取りました者で見ますと、東京大学の医学部保健学科は終了者が二十人のうち十六人は一級免許を取つておるようでございませう。それから、金沢ではおられない。それから、大阪教育は一級免許を取り、二級免許を一人、合計十名が取つて出ておられます。奈良教育は一級免許を五名、それから奈良女子は家政学部の保健学科は二十二名修了しましたが、そのうち養成課程の免許状の一級免許を取つている者は三名しかいない。岡山大学は全然免許状を取っていない。こういうことが実態でございませう。

○千葉千代世君 よくわかりました。そこで、現在の国立学校設置法の中でできる部分と、その養成課程は、それだけしかないので、現実にはないわけですから、そういう取れるようでありながら、実際は取れないし、現に奈良女子大を出た方々も、免許状を取つていながら実際は養成課程になつた方は幾人もいらつしやらないわけですから、特に大阪なら大阪の学校の現場に入っている人にお会いしましたけれども、やはり理想と現実とかけ離れたとか、いろいろのことを言つておられました。

要するに私が言いたいのは、せつかくそういう道がありながら、これが養成課程専門の養成課程ではないために、いま局長のおっしゃられたように、まだ隘路があるわけですね。私は、現在の国立学校設置法の六条の二でもできるけれども、一歩進めて国立学校設置法の三条を改正して、そして名前はいまはつきりいたしません、とにかく養成課程養成の学部を設置して、一般教員の養成と同じような養成をするという考えをきつてこの際固めたほうがいいような気がいたしますので、けれども、その点についてはいかがでございませうか。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○千葉千代世君 はい、わかりました。それで、今度四年制のものも出て、いまでも質の高いものも出て、しかし、出てきた経過から非常にアンバランスが強いので、質の中にも非常に高いものも出て、まあ大体高いのですけれども、そういうふうなアンバランスがございませう。今度の発展として、それが望ましい姿ではないかと思つて、いかがでございませう。

○政府委員(宮地茂君) 先生の御質問の趣旨はよくわかりました。ただ、現状におきましては、これは先生のいらっしゃる学部のようにコースではございませんが、国立の養護教諭養成所、高等学校を卒業して三年行きます。これをつくりました趣旨も、従来いろいろのものがありましたし、特に看護婦の資格を持っておられて、一年間行く課程をつくつたりして、結局養護教諭になられるいわゆる歩どまりが非常に悪いというようなこともありまして、三年課程の養護教諭養成所をつくつたいきさつもあるわけですが、先ほど来、養護教諭の供給源としていろいろな機関がございますが、一番そのうちで確実なのは、現在のところ養護教諭養成所でございます。したがって、それを一歩進めて、大学の学部でそういうコースを持つたらどうかという御質問だと思います。

で、御趣旨はなるほどそのように考えます。ごもっともと思いますが、先ほど来いろいろの問題になっております養護教諭の供給の關係、それが一つ問題であらうかと思ひます。それから、現実の問題といたしまして、いろいろ需給計画を立ててまいります場合に、一番確実な養護教諭養成所にいたような養護教諭養成課程の卒業生も、これはせっかくそういう目的が入りますから、一〇〇%養護教諭になっていかなければならぬと思ひます。ところで、養成機関が非常にたくさんございすから、せっかくそういうところを出ても、いわゆる需給のバランスの見通しを十分立てて行ないませんと、いろいろ問題があるのじゃないか。先ほど来、先生が四十三年度、養護教諭養成所を予算要求しなかつた理由は何かという御質問にお答えいたしましたのと似たような問題があるのではないかと。

それと、もう一つは、養護教諭養成所というものを、今度はそれを廃止して、むしろ四年制の大学の養護教諭養成課程というふうに置きかえるのか、並立していくのか、またその専門の養成機関同士の長短も考えなければならぬのじゃないか。

せつかくの御意見で、私も趣旨をいたしましては非常にごもっともと思ひますが、現在のところではとりあえず、ことしからこの二校でございませうが、卒業生を出し始めて、あと二、三年の間に卒業生を完全に出すようになりませう八つの養護教諭養成所、これらのいろいろな評価等も十分考えなければならぬ問題ではないか、このように考えております。

○千葉千代世君 ところで、いま言った質と量を考えた場合に、いまの養成所で量をふやしていくといふことはできる。この現時点なら現時点でもいふと思うのですけれども、一歩進めていくという意味で、もう一つは、養成所ということ、この卒業していらつしやつた方々のお話を聞きますというとき、やっぱり、同じ何なら短大にしてほしいという意見があるわけなんです。これは皆さんが、学校へ赴任していきませう。そうすると、みな大学を出ていらつしやませう、先生方が、それで、子供にも紹介する、PTAにも紹介して、養護教諭養成所の卒業生でございませうと、そういうのがあったのですかと、まづ聞くというので、それで、これはどういふものかというのを、まづ説明するということですが、それは内容的にも十分に誇りを持っているから、何を聞かれても堂々と答えればいわけです。しかし、やはり社会通念として、大学ということ、学校の中にいますと、かなりいろいろな点で考えさせられる点があるというので、これはどういふものでしょうか。いまあります養成所です、三年の。これを四年にしていくとか、あるいは短大を設けていくとかして、質のほうを四年で、量のほうを短大で、将来は四年制に向かつていくという構想のもので、やう。そうすると、短大設置の場合に国立学校の設置法の、もし間違つたら訂正しますが、三条の三で短大設置ができるのです。設置法三条の三で短大を置く場合のことは規定されているようですが、どういふのでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) そういう短期大学をつくらうと思ひます。

○千葉千代世君 つくるとすればね。

○政府委員(宮地茂君) はい。

○千葉千代世君 ところで、このいまの養成所ですね、養成所のことについてさつき御答弁いただきましたが、今後の問題としてでもよろしいのですけれども、四年制と、それから短大の二年ですか、二年でもいいし、あるいは三年でもよろしいのですが、そういうような方向で、質と量とを兼ね備えて進めていくという方法について考慮の余地はありませうか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど来申し上げておりますように、養護教諭の養成の確保、特に計画養成あるいは養護教諭に取らないというよりは、養護教諭を養成するために、いろいろな観点から養護教諭そのものの養成を目的とした大学なり短大なりがあるということ、趣旨としてはこれはけっこうなことだと思ひます。したがって、先生のおっしゃることは私も趣旨として反対する理由はないと思ひます。

ただ、現実の問題といたしましては、養護教諭の需要供給の問題とか、それからせつかくそういうこと、いろいろな養成機関がある中で、とりわけ養護教諭養成所という特別なものを教員前につくと、まだ八校のうち二校がやつことと三月卒業生を出した、そういう時期に、まだその婦趣も見ないで、もうすぐいろいろなその他いろいろの、ちよつといろいろな関連する問題もあるのではなからうか、そのように考えますので、趣旨としては私もどつこうと思ひますが、ただ、現実の問題といたしましては、養護教諭の需給状況の問題とか、あるいは養護教諭養成所の卒業生に対する社会的な評価なり、あるいは活動状況なり、いろいろなことを考へて、具体的に先生のおっしゃることを実行するかどうかをきめたい、そういうことでございます。

○千葉千代世君 ところで、養護教諭の充足五カ年計画の終わりになつて、それから学校教育法二十八条にも進んでいく。そうすると、一校一名にしていく場合に、小学校と中学校、これは私、質問です、中学校の数と小学校の数、それを一名ずつにしていく、そうすれば、大きい学校も小さい学校もあるわけでしょう。そうすると、大きい学校で二千名いても一名ということはないわけですから、大体どのくらいで二名にするかということ。いまここに、小学校千名について一名、中学校千二百名について一名という定数になっています。そういうふうな考え方でいく場合には、どのくらいから必要だと思ひますか。人数を現員と比較してみても、学校数と差し引きしていただいで、概略でつこうですか。

○政府委員(天城勲君) ごく大ざっぱに現在の学校数と、それから現在置かれていた学校数との差を見ますと、あと一万九千九百九十九名、養護教諭を配置しなければならぬ、こう思つております。

○千葉千代世君 もっと詳しく聞きたいのですけれども、時間の關係で……一万九千名、概略にして要りますね。そうすると、定数法の期限が切れば本法に返る、さつき鈴木委員から関連質問したのですけれども、私もそう思ひます。しかも、二十八条の中で、当分の間といふ百三条があるのですけれども、確かに全く当分の間といふことなんです、長いことそのままに置かれています。そうすると、やはりこの際それに向かつて一歩を進めるならば、一応これで完了したからということではなくて、この二十八条の充足率を實際化していくために、ただだけ要るかということ、最小限、年次の今後計画を立てていく段階じゃないか、このように私考へるわけなんです、それがいかでかどういふか。

○政府委員(天城勲君) 需給の關係から申しますと、定数の關係が一番需要数を規制いたしますので、便宜私から申し上げますが、ただいまいろいろ

ろな種類の養成機関があることを大学局長からも説明がございましたが、特に国立の養護教諭養成所その他四年制大学ないしは短大の課程に認可を受けましたのが、学年進行によって卒業生を出してまいりますと、四十二年、四十三年、四十四年、四十五年でかなり学年進行が進みますが、その段階では大体四千名ほど資格を持った方が出てくるわけでございます。定数との関連、もちろん今後の問題でございすけれども、約四千名の資格者の中から現在実際に就職された方は四割ぐらいでございます。これの歩どまりという問題が一つ先ほど申し上げておるようにあるわけでございますが、四割と考えれば千五百人でございますが、このくらの減耗率を見込んでの供給は現在の養成計画からは可能なわけでございます。先ほど申し上げた一万九千というのを大きくございすと言ひ方をいたしましたすれば二万人、年々二千人ずつ供給していくという前提に立てば十年かかってしまふ。しかし、いまの資格者数と就職者との比率が四〇％台でございますので、これがどう直るかということが一つの見通しでございますが、半分ぐらしか就職しないのだということになれば、四千名出ても二千名しか就職しないというふうな関係が出てまいりますので、何と申しましても需給関係の見通しということを十分考えていかなければならないと思ひます。

それから、全校必置の方向で、法律上、当然そうなるべきだという御指摘でございますが、私たちも一応四十四年度以降定数の改正を考えていかなければならぬと思ひますが、その場合に、他の専科教員の問題であるとか、あるいは教育困難な地域における教員定数の充実の問題、あるいは事務職員の問題、いろいろ今後改善すべき点についての要望が出ております。それらを勘案しながら、この養護教員の定数を考えていかなければならぬと現在思つておるわけでございまして、いま申し上げたような大ざっぱな見通しはできるわけでございますけれども、最終的には定数法の改正とあわせて、養成の問題につきましても、

省内で大学局と十分連絡をとつて、そのないよう計画を考えていきたい、かように考えております。

○千葉千代世君 いまの減耗率ですけれども、さっき言った年齢の構成を見ますと、一どきながたつと減りますから、この点も事実として出てきますのですけれども、それからもう一つは、やはり女子教員のいろいろな、赤ちゃんを育てたりなんかしていくために若い方がやめていくとか、そういうことがなかなか多いと思ひます。ですから、相当これを満たしていく条件をつくつていかなければならないことと、もう一つは、きょうは時間の関係で義務制だけにしぼつたわけなんですけれども、幼稚園の養護教員設置の問題、私ぜひこれをやりたいと思ひ、それから高校にもずっと配置していく必要がある。特に青年期におけるいろいろな生理的な問題とか、青年心理の特徴的なものに対するやはり母親的な役目とか、そういう点についても、非少年なんか見ますという、かなり大きな問題を含んでおると思ひます。ですから、そういうふうな面、ひいては大学まで養護教員が必要じゃないかということも考へておるのです。まあ、いまのような社会の中でいろいろな、食べものことから、いろいろな問題を考へていった場合には、養護教諭というものはこれから発展していかなければならぬといつたときに相当数を——義務制にしろられてこれだけなんです、もつと必要のふえていく段階にいくのじゃないかということ考へますので、これは充足計画をやはり十分に考へていただきたいと思ひます。

そこで、いま市町村支弁の養護職員の問題を伺つたのですけれども、講習を各県でやられてますね。養護教諭の資格付与の講習でございす。それはことしの予算を見ますと百八十万のようですけれども、私、これはもつと増額してもらいたいという観点から伺ひたいのですが、この講習は資格を持たない者にとつてはたいへん喜んで受講しているのです。しかし、一方、旅費とか宿

泊の問題とか、単位を持つている者とそうでない者とかち合つたりして、かなり問題点もあるわけなのです。大体、昨年度でもけっこうですが、実施状態はどんなふうになっておりますか。

○政府委員(宮地茂君) お尋ねの養護教諭の免許状を持たない養護職員資格付与講習でございす。御承知のように、昭和四十年から四十五年度までの六カ年計画で講習を実施してございす。その講習の受講者延べ数は、四十年で五千四百八十人、四十一年で、延べでございす、五千八百六十三人、四十二年で五千五百人、こういう人数になっております。ただ、四十二年度実員を申し上げますと、四十二年度は二十七の県で三十の会場で、延べで三千二百五十七名です。実員は千六百二十九人が受講いたしてございす。大ざっぱでございす、一応状況はそういう状況でございす。

○千葉千代世君 講習を実施されて、各県で運営してらるわけなんですけれども、問題点は大体どういうところにありますか。

○政府委員(宮地茂君) これは先生も御承知のように、文部省と都道府県教育委員会とが共同主催でやつておるものでございす。そのほかに都道府県が単独でやつておる講習もございす。文部省がやつておるものは、これは一人が二単位というもので、先ほど百八十万円の金額が少ないというお話もございす。これにはいろいろ理由もございす。問題点と申し上げるほどのものもございす。か、あるいはもつと単位数が年間に支給されないと、受講生に対しての旅費が支給されないとか、あるいはもつと単位数が年間うけ取れるようにしてもらいたいとか、文部省のほうは二単位ですが、都道府県のほうはもつと単位が取れるように、これは長期にわたつてやつてまいります。そういうふうなことで関係者からいろいろの御要望等が出ておつたことは承知いたしてございす。

○千葉千代世君 余談ですけれども、これは運営していらつしやる側から聞きますという、やはりもう少しお金がほしいということ。だが、運営してもお金はたくさんにこしたことはないけれども、最小限やはり運営そのものと、それからもう一つは、いま言った旅費とか宿泊費とかになりますと、講習会場に近い方はよろしいのですけれども、県によつてずいぶん遠くから泊まりがけで来るわけ。家族のある方でお子さんの小さい方は出られないという実情にあるわけ。それで、行きたくても何年も延ばすわけ。単位も、東京なんかですと、島が特別に講習をするとかなんとか便法をやるわけ。そういうふうな配慮とか、いろいろの手だてがあると思ひますけれども、その点をひとつ御調査の上、万全の対策を立ててほしいと思ひます。

○鈴木力君 関連。養護教諭の問題、私はいままでの御答弁を伺つて、どうも心配になつてきたわけ。それは需給関係とかいろいろの御答弁をちょうだいしましたけれども、基本的に文部省は——これは大臣に伺ひます。文部省は、学校という機能の中で、職種の中の養護教諭という職種をどう位置づけし、どう把握しておるのか。つまり、法律は法律ですけれども、教育的な機能としての学校での養護教諭をどう見ているのか、まづ基本的に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(滝尾弘吉君) 私はざつとばらんな話を申し上げたいと思ひますが、実はこの養護教諭教員の問題について、内部でいろいろ話も聞いてみました。また委員の皆さん方のこの問題に対する強い御関心のほども承つておりますので、文部省としてどんな考へ方をすべきかということについていろいろ話し合ひもして見たのでありま。率直に申しますと、なかなか、先ほど来千葉先生の詳細な御質問を通じていろいろの問題点がこの問題にはあると思ひますが、質の問題、量の問題、どれをとらえてみますと、問題はたくさんあるわけでございます。そこで、文部省の事務当局としましては、先ほど、各校に一人ずつ置くことすればどうなるかというふうなことを考へますという、約二万人の人を必要とする、こういうことになりますと、これは容易でな

いということ事務局としては考えるのは無理からぬと思うのであります。したがって、お答えが何となしにこう消極的なようなお感じはあられるはお受けになるのじやなからうかと思うのでございますが、私もこの問題は、先ほどの千葉先生の詳細な御質問を通じて、幾多の問題点をかかえておられることを大いに啓発されたわけでございます。

私はとにかく、あるいはしろうとの言うことで脱線するところがあるかもしれないけれども、保健衛生と申しますか、ことに小・中学校の中でやはり、保健衛生に関するしつけでありますとか、知識的な教育でありますとか、こういう問題は非常に大事なことじやないかと思えます。同時に、学校の衛生環境をよくしていく、こういうことについても、養護教諭の果たされる役割りというものがもっともっと發揮せられていいのじやないか、こんな実は考え方をいたしているのであります。そういう何で、御質問があったからお答えするというのがございませぬが、養護教諭の問題をもっと積極的に教育の場において取り上げていかなければならぬはずのものじやないかと、こういうふうなことも実は内輪でいろいろ話し合いましたよなわけでございますが、実現するということになりますと、先ほどの質疑応答を通じて、なかなか容易ならぬ問題があるかと思えますが、特に千葉先生の御質問の中で一番御心配になっていらつしやるのは、これから先どうするかという点について御心配になっていらつしやるように実は伺ったのであります。

この点は、なるほど昭和四十三年の予算につきましては積極性のあるものが見られないのであります。御心配もございませぬと思えますけれども、ちょうどいままでの計画が一応四十三年で終わりになります。私もといたしましては、これをそのままもうこれで済んだのだというふうなつもりであつてはならぬと思うので、現在の充足状況というものが決して十分でない、しかも法律制度の本旨から申しますという、いわば一時

的な便法として不十分ながらやっておるというところでございますので、一べんに本則に返るといふことがむずかしいとしまして、文部省としましては、その方向に向かつてやはり一歩でも二歩でも前進していくというかまえてもつてもつてを考えていかなければならぬのではないかと思ひます。

そこで、来年度以降の問題になつてくるわけでございますが、いま申しましたように、五千人の養成計画ができたというところで足れりとしないうで、積極的に前向きにこの問題を検討していく。その間にはいろいろ考えなければならぬ問題がございませぬ。それぞれの地方の実情もありませんし、またそれぞれの地方の境遇もありませんし、またそれの方々の待遇もおありにならうと思ひますが、大きいえば、やはり日本の人口構造の関係なんかもあるいは出てくるかもしれぬと思ひますし、いろいろの面から考えましても、できるだけ積極的に改善をはかつていくというかまえて今後の計画をひとつ検討してみたいと思つておられますので、そのようにひとつ御了承いただきたいと思います。

○鈴木力君 大臣のいまの御答弁でわかるような気がいたします。ただ、私は、私自身が教師をやつたものですから、多少ひがみを持つてゐるのかもしれない。それは、たとえば二十八条で「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。」これが本則です。いま法律の文章はこうなつてゐる。確かにいまの学校制度で小学校教育をやる場合には、養護教諭と事務職員が欠けてゐるというの、私は完全な教育機関にはなつてゐないと思ふ。ところが、それがいろんな都合によるとかで、不完全なままでも学校は走つてゐることを是認している政府の態度に、どうも教員は割り切れない気持ちを持つてゐる。しかも、「当分の間」というような、これは法律の私は逃げるためのといひますが、よくいへば救済措置とかなんとかいふのでありませうけれども、その当分の間が二十年も三十年もということになつてきたら、やっぱりいまの教育を

まじめに考へる者は、どんなことがあつてもほんとうに国の機関が、政府が教育を完全なものにしようとする意図があるかないか、これはどうもわからないような気がある。これはひがみです。からお許しをいただいで、御質問じやございませぬが。

やっぱり私も、土木を考へますと、橋をかける場合にはコンクリートの割合の比率というものは技術的にきまつてゐるわけですが、鉄筋もなければならぬ。そのときに、予算がないから鉄筋は抜いて橋をかけるということは土木行政ではないはずなんです。それから、いまセメントがちょっとないから、間に合わないから、セメントを抜いて橋をかけるという土木行政は私にはなからうと思ふ。ところが、教育行政の場合にはいろいろな理屈をつけて、附則で何とかやれば救済できるから、その附則を「当分の間」として未来永劫に生かそうというふうな態度が見えるので、どうも心配なわけなんです。ですから、私はさつき養護教諭をどう見ているかという場合に、ほんとうにいまの学校教育を推進していくためになければならぬと思つていらつしやるのかです。それ、あれだけのだけけれども、あるにこしたことはないけれども、まあだんだんにやらせるようにというふうな気持ちなのか、その辺をもう少しはつきり伺いたいと思ふ。

○国務大臣(兼尾弘吉君) 私は、あるべきだと考へておられます。ただ、問題は、いまのように実際問題としてこれを満足すべき結論までいくのには相当な時間がかかるということも、また現実問題として御了承いただかなくちゃならぬと思ひます。があるべき姿としましては、それぞれ適当な人が配置されるべきであると思ひます。

す。私は、需給関係というのとは一体何のことかということなんです。それは定数法というそれのことだわつていらつしやる。どうしてもござつていらつしやるような気がするので。さらに、いま大臣の答弁のように、置かなければならぬのだ。これは私もだつてだつてだつてさうです。さりとて、この二万人というのを来年度から、いますぐ置きますぞといふ言つてみたところで、これはできないというところが、これはだれの常識でもわかつておるので、そこまでは言うつもりはありませぬけれども、しかし、新しい定数関係を、需給関係の見直しをつけて、それから養成するのだというこのお考え方は、どうも私は納得できないわけなんです。かりにあつて二万人必要だ、これはわかつてゐるわけなんです。「なければならぬ」という立場に立てば、そのうち何人にするかということは、財政的な事情や、あるいはまたそれこそ養成計画とも関係するのですから、何人ということはないにしても、少なくともことしならことし、かりに二百人や三百人の養成機関をつくつてみたところで、それが需給関係の見直しを狂わせると思ふ、そのお気持ちが私にはどうしてもわからないのです。

そこで、もう一べん局長さんに伺ひたいのですけれども、需給関係の見直しとおつしやるのは、何をさしていらつしやるのか、これをはつきり伺ひたいわけなんです。

○政府委員(宮地茂君) 五千人、養護教諭を増員するという計画を、年次計画を立てまして、その限りにおきましては、四十三年の定数というものを片方に見ますと、一応そこで需給のバランスは、先ほど初中局長からも申しましたような、幾つかの県では五十名以上不足している県もございませぬが、幾つかの県は定数をオーバーしたようになつてゐる。したがって、今日までは一応四十三年の定数までを目標に需給関係はバランスが大体とれるように進んできた。需給の見直しというの、今後の定数と養成とのバランスがとれないと、かりにいまの定数のまま

ですと、来年からは養護教諭養成所の卒業生がまたほかに二校ふえてくる。そうしますと、いまの定数のままでいきますと、来年は供給のほうが一、四百多いというふうな——これは全体の養成数字でございます。各県はもちろん多少の相違はございますが、多くなるという数字になる。せっかく養成をする場合に、養成をしてもその人々が就職ができないということであったのでは、これはせっかく養成してもお気の毒でありますし、そういうことで、将来の需給のめどを定数と養成とがうまくマッチするように考えていかなければいけない。まあそういうふうなことをいまままで申し上げたつもりでございますが。

○鈴木力君 私ひがんでいふのは、そのところにひがみがあるのです。さっき大臣は、やはり法律の本則ですね、学校教育法の二十八条にのっとっての「なければならぬ」という立場をおとりになつていらつしやうした。ただし、大臣もおっしゃる通りに、それが一べんにはできない。これはもう私も理解できるわけです。本来であれば、二十年たつて今日こんな議論をしていふことは、ほんとうはおかしいのでして、少なくとも二十年たつて今日、各学校に全部いふべきだと思つておられるわけが、いまの定数でいくことになりまふとという想定でものを言つていらつしやうわけです。大臣がおっしゃる、学校にはなければならぬのだ、そういう立場でものを考えている場合には、まあ定数法をつくつて計画的にやつていかなければならぬことはわかるにしても、百に一でも、いまの定数法で統くという想定が立つのですか、立たないのですか。

○政府委員(天城勲君) ちょっと私から申し上げます。端的に申しまして、四十三年度以降に五カ年計画も終わりました、四十四年度以降において教員定数の問題は前向きに考えなければならぬと思つておられます。その中で養護教諭の定数の充実の問題は、いろいろの要素の中で最重点に考えるべき問題だ。これは先ほど来申し上げておられるとおりでございます。それから、需給関係の問題と定数との関係も確かにございます。同時に、現在の養成機関が非常に多様でございます。同時に、総数で申しますれば歩どまりが四割以下でございます。資格者はいらぬのでございます。その点を考えまさんと、養護教諭プロパーの機関をただふやすことによつてだけ資格者をふやしても、この歩どまりの問題がどうなるかということ、それから、たいへんこの養護教諭の資格の問題は複雑でございます。保健の免許状を取る方もおられますし、それから看護婦の資格を持つておられる方もあります。まあ、大体養護教諭一本でなくて、いろいろな資格をあわせ持たれる方があるようでございます。それから、需給関係が普通の国語の先生あるいは英語の先生というふうな形で計画を進めにくいのでございませぬ。結論としては、その歩どまりがございませぬので、余分に養成しておかなければならぬというところはございます。しかし、現在の時点で有資格者、免許状を有する者と、実際に充実できる人間、あるいは減耗補充等の趣旨から申しますれば、足りないという数ではない。ただ、現場の需給関係が非常にむずかしいという点を申し上げておつたのでございまして、おそらく大学局におきましても養成機関の今後の増設とか増員とかという問題を開いてしまつたということを申し上げたこともございませぬので、十分考えたいというふうな考へておられるわけでございます。

○鈴木力君 これはもう何べん申し上げても結局同じことを蒸し返すことになりまふが、何べん伺つてみるも局長さんの御答弁はいまの定数にこだわつておられるんです。二十八条をどう讀んでいらつしやうのか。それから、まあ法律は別ですよ。法律は別だけれども、私がさつき申し上げました、たとえば学校というものは校長と教頭と教員と養護教諭というものがいなければいけない、いなければ学校という機能は完全なものではない

のだということ、土木行政で鉄筋が欠けたらほんとうのコンクリートの橋にならないんだという、こういうようなものの言い方が違うとおっしゃるのか、私のその言い方が正しいというふうにお聞きくださるのか、どちらですか。

○政府委員(天城勲君) 私たち、そのことを何も否定して申し上げておりません。ただ、現在の養成数とそれから需要の関係からこういふ状況になつていふこと、これを申し上げて、基本的に養護教諭の本質論について先生と異なつたことを申し上げたことは一度もございません。

○鈴木力君 そこで、私はいままでのことはしようがないと申し上げておる。将来のことです。将来のことを申し上げる場合に、いまのコンクリートの場合だったら、橋がかからないはずですよ。それで、鉄筋が足りなかつたら、その橋をかけるという、鉄筋が足りなかつたら、その橋をかけるという、これはないはずだ、土木行政だったら、学校は養護教諭という鉄筋が欠けておつても、外から見れば学校があるから、そうして入学もさせるし授業もしているし卒業もさせるからだから、学校を走らせているということなんですよ。その認識がほんとうに教育の中身に入つて理解した認識であるとはどうも私は理解しにくいということなんです。もし私の申し上げたようなことに文部省がお立ちになるなら、需給計画の見通しがつかないから養成はあつてもいいという話はどうしても私は納得できない。

いま有資格者がいるとおっしゃるけれども、有資格者で養護教諭になつていない方は二万人もいないでしょう。あと二万人いなければ養護教諭は全校に配置にならないという状態のときに、かりにその人たちがこれらからどんなことがあつてまた就職を希望するかもしれないけれども、いないはずですよ。そうすると、いま養成して、需給計画で養成したら余つて就職させるのに困るというふうな事態が来るとは考えられない、ほんとうに私が言つたような意味で養護教諭を充足させようといふことをまじめにお考えになるなら、それを何か弁解ばかりしていらつしやう、よし、わか

た、ほんとうに来年はやるんだということばがどうも出てこないの、私はひがんでいふというふうには、まあ自分がひがんでものを言へば一番差し支わらないから、そういうつもりで申し上げているんですが、その辺がどうも私にはわからない。

これは養護教諭だけではありませんけれども、教育の社会にはよくあるのです。予算が足りないからがまんしろと。そうして不完全なまま教育をやらせておいて、そうしてまあ何とかというふうなことになつておる。この考え方を基本的に変えないと、私はやっぱり日本の教育というのは前進をしないと思つておる。やっぱり役人、ということばが悪いけれども、役人の皆さんがいろいろつくつた法律にこだわつてしまつて、教育というものにどうも何か感覚が遠ざかつていらつしやう。ここに誤りがあるのじゃないかという気さえるのです。

で、まあこんなところで押し問答してもあまり意味がないと思つておるけれども、やっぱり私は最後に大臣に、これはもう年次計画で何十年かかるというふうなことになつて、養護教諭というものは学校に配置すべきものである。そうすると、いままで二十年間必置できなかったというところは、やっぱりこれはまあいろいろ努力をしたけれどもできなかったというところだと思つておるけれども、それにしても、やっぱりこの国の機関、政府としてですね、これはやっぱり私はやっぱりだつたとは言えない。そういういたしますと、いよいよ今度は腹を据えて、他とのバランスとかなんとかというところになつて、養護教諭は必置制を目ざして、最短距離で必置制にいたしますと、こういう御答弁をぜひいただきたい次第です。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 先ほど橋をかける話と教育とのお話がございましたが、これはまあ教育関係、このような仕事に關係を持つておられる、鈴木さんとみな同じようなものでかたしさを感じておると私は思つておられます。何と申しまして、形にあらわれにくい問題につきましては、自

然取り上げられることがあと回しになってくるといふふうなことが決まっています。意味で、これは事務当局の問題というよりも、むしろ政治の問題というふうには私に思いますが、遺憾ながらわれわれとしても思いつく限りなかなかならぬので、また現在でもあるわけでございます。事務当局が積極的に勇ましい答弁をしないところだろうと思っておりますけれども、さて大蔵省へ持ち込めば、御承知のように、さうお尋ねなっております。来年のこととすると、さうお尋ねなれば、やはり気持ちも新たにさういふに足るだけのものを持ってやっつけていかなければならぬ。さういふところから、自然答弁もきわめて慎重過ぎるほど慎重な答弁を事務当局としてはいたしておると思っております。

しかし、問題は私が考えなければならぬ問題でございますので、先ほど申し上げておきますように、なかなか急なことにいかぬと思っておりますけれども、私は現状でもって固定しようというふうな考えはもちろんございません。一歩でも二歩でも前進する姿においてこの問題と取り組んでいきたい、さういふ考え方で事務当局にも十分検討してもらいたい、かように存じておりますので、その程度でひとつ御了承願いたいと思っております。

○千葉千代世君 じゃ最後にもう一点だけ伺います。この文部大臣の指定する養護教諭の養成機関に在学する学生に対して、日本育英会の奨学金を貸与して、かつ返還免除の処置を講ずることについて、文部省はどのように考えていられるかという。で、四十三年度の予算要求のときにさういふ要求をなさっているかどうか。

○政府委員(宮地茂君) 文部大臣が指定いたしました養護教諭養成機関に在学いたします学生に対しては、日本育英会の奨学金を貸与するということとは、また貸与した際には養護教諭に就職すれば

返還免除の処置を講ずるといふ考え方は、私どもも先生と同じようにそのように考えております。それで、数年来大蔵省にも予算要求をいたしておりますし、四十三年度におきましても七千五百万円ばかりの予算要求をいたしました。

ただ、現実の問題といたしましては、従来から一条学校には奨学金の貸し出しはなされておりましたが、御承知の国立養護教諭養成所、高等学校を卒業して行きます三年課程の。これはいきました。これはまあ一条学校でもございませぬし、各種学校のものでもございませぬし、その他いろいろな理由から、結局は国の財政上の問題もありませんが、私どもの努力の足りない点ももちろんございませぬし、実現を今日まで見ていないというのが実情でございます。

○千葉千代世君 その点について、強い要望もありませんし、意見もありませんけれども、議員立法での改正案を提案しておりますので、そのときに詳しく質疑を重ねたいと思っております。

私、これで終わります。

○鈴木力君 一番先に、きのうちょっと関連で御質問申し上げましたが、付属の入学試験のときに特別に扱って高等学校に入れて。きのうはまあ突然だったので御答弁をいただけなかったのがあります。きょう最後の質問なので、その御答弁をちょうだいしたいと思っております。

○政府委員(宮地茂君) 昨日でしたか、富山大学に例を引かれておっしゃいましたその件、実は昨日も申し上げましたように、私どもその実情を十分把握いたしておりますので、実情を把握しながら一般論としてお答えするのめいがかかと、実情を調査の上しつかりした考え方を答弁させていただきます。きのうのことを申し上げましたが、さういふことで、きのうのきょうでございませぬし、十分な調査ができておきませんが、富山大学にさういふ状況がございませぬし、あまり十分詳細な点がわからないのですが、一般に指導要録ですかに、五段階評価で記録する、それで上級学

校に行くときはそれを出すとかがいって、その点では、いわゆる五と一番下の一が七、それから四及び二が二四、三が三八、さういふような比率が一応五段階の場合の正常分配曲線の理論による数字であるというふうになっておるようでございますが、実情におきましては、若干さういふところが、富山大学の付属中学では、高等学校への入学試験を子供が受けます場合の調査書の提出が若干違つた形になっておるようでございます。いまの正常分配曲線の理論によります数値に、さう激しく違ひませんが、たとえば五が七、四が三、三の比率の評価をいたして出した。ただ、これに對しまして、昇教育委員会といたしましては、父兄等から批判の声も一部出ておるけれども、まあ四十一年度から学校関係の間では、まあ現在の富山大学付属中学校の実態からは、一応了解されるといふようなことになっておるようでございます。

それ以上の状況はちょっと、きのうの、きょうでございますので、もっと専門家にも調べさしたと思っておりますが、一応さういふ状況でございます。ですので、これにつきまして、もう少し県の教育委員会のほうの意向も聞いてみたいと思っております。また富山大学の付属中学校の生徒の実態も調査してみたいと思っております。さういふことで、昨日に引き続ききょうも十分な御答弁ができませんが、その程度で御了承いただきたいと思います。

○鈴木力君 きのうのきょうですから、いまのあれをちょうだいすればそれでいいのでして、あとやはり御調査をいただきたいと思うのです。私が申し上げるのは、きのうから議論したことですから、時間もありませんから蒸し返しませんが、やはり御調査をいただきたいと思うのです。それで、にもかかわらず、非常にエリート的な学校にして選抜をして入れておいて、その子供たちが、理論的な正常分配曲線ですか、それだけで上級学校へ推薦されるのも、子供にとっては同情しなければならぬやうな問題があるような感じがいたします。さうい

校からの生徒にいろいろな問題が出される。これはやはり教育的に非常に大きな問題だと私は思うのです。局長は、いま大きくは違つておりませぬとおっしゃいますけれども、七が二八になつてしまふということになれば、私どもから見ればあまり小さな問題じゃないですね。五の数を七から八にするだけでも、ちょっと教師は抵抗を感じておるだろうと思つたので、いまの分配曲線からいへば、それが二八も五にしておいて、局長さんもお感じになつておるうちは、私はこの付属の欠陥は直らぬだろうと思つたので、だから、やはり七が二八になつたら、これは大きいと思つた。ただし、私はこの問題だけで解決するとは思いませんので、きのう柏原先生から出ましたように、やはり全体の調査をなさいまして、さうして付属全体のあり方と関連してさういふ問題も検討していただいて、いわゆる教育界の中に付属というのが周囲からも認められるやうな、自分もそれで成果をあげていくやうなことに、さういふ手をつけて検討をされてもらいたいと思つた。局長のたいしたことはないが、さういふのもう気にかかるとは、これはことばじりじりやなくて、ことばの頭のほうをつかんだわけですが、いかがですか。

○政府委員(宮地茂君) いまの、付属学校がエリート学校になつてはいけません、あるべき姿でなければいけないというところは、昨日私も申し上げましたし、また大臣からもお話がございました。ただ、入つておきます生徒には、これは私はあまり責任がないので、学校がさういふ選抜をしたのがいけないと思つたので、それで、にもかかわらず、非常にエリート的な学校にして選抜をして入れておいて、その子供たちが、理論的な正常分配曲線ですか、それだけで上級学校へ推薦されるのも、子供にとっては同情しなければならぬやうな問題があるような感じがいたします。さうい

校から、さういふやうな形になっておいて、これが常識になつてしまつて、あと高校入学のときに、他の学

わけですが、たいした違いじゃないということがまた問題でございますれば、相当違いますので、十分検討したいと思います。

○鈴木力君 局長さんのいまおっしゃったように、これはいま子供がどうか、直接的にこれを直せば公平になるとかという問題じゃないと思うのです。私はやっぱり、付属の入学のときというよりも、付属のあり方全体からバランスをとっていかないといけない問題だと思いますから、いま局長さんのおっしゃるように、ひとつ検討をさせていただきます。

○政府委員(宮地茂君) 電波高校の高等昇格の問題でございますが、まあ私も委員会でも先生方からも御意見を承りましたし、また関係者からも強い要望があるというところは十分承知いたしております。申し上げるまでもございせんが、現在の六、三、三、四の学校体系に對しまして、それについて最近商船高等専門学校の、いわゆる六、三、三、四の単線型に對して一部複線的な形が生じまして、で、こういうことは何も単線というこ

要その他のいろいろな事情からこういう工業高専の制度がとられたわけでございます。ところで、次に電波というところでございまして、一応関係者の強い要望もございまして、またこれは考え方によれば、電波は工業の一部門でもございまして、そういうふうな観点から、これは工業高専に適さないというふうな初めから考えておりませんで、十分検討すべき問題だというふうには考えております。

ただ、いろいろこれは、現場の卒業生は直接に電波関係の技術者として社会に出ますし、またいろいろな国立の電波高校以外にも似たような学部学科のものが大学なり高等学校にもございまして。そういうふうなことから、電波関係の技術者養成の需給関係等も、これは学校制度と同時に需給関係も十分検討する必要がある、まあこういうことから、文部省としても一応、文部省だけでいいとか悪いとかいうことじゃなくて、十分関係者の調査並びに審議を願って、結論を出したい、こう考えまして、先般来文部省に關係者の、学識経験者の會議を持ちまして、現在検討をいたしておるとい

○鈴木力君 いまの単線か複線かということになりますと、たいへんむずかしい問題になると思ひますし、いろいろな意見も出てくると思ひますから、いま局長さんが御答弁なさいましたように、やはり技術者養成機関だということ、これはやはりいわゆる一般の高等専門学校と同列に見てどうしようというふうでなしに、御検討いただきたい、こう思ふのです。

を目的とする、こう申し上げていいと思ひます。○鈴木力君 規則は別として、二級免許状を取るということが一つの目的としてやられていないのですか。

○政府委員(天城勲君) 現実には、通信士の試験は国家試験でございますので、この卒業生は二級の通信士の資格を国家試験を通じております。○鈴木力君 昭和二十四年発足、これは何年でもいいわけですが、この発足のころは、たぶん、いまのテレビとかレコーダーとかマイク、ロウエープとか、こういう電波関係の事情というものは現在とはまるきり条件が違っておったときに発足したと思うのです。そしてその当時二級の免許状を取れるように教育をする、ここで発足した高等学校だと思ふのです。ところが、高等学校は同じ制度で今日まで続いておられますけれども、まわりはまるきり条件が違つてしまつてゐる。

○鈴木力君 これは文部省に伺つてもわからないかもしれませんが、電波通信士の国家試験は電給関係によって甘くしたり辛くしたりするようになってゐるのですか。

○政府委員(天城勲君) 実は海運界の求人関係に波があることは事実でありまして、そのために試験を、たいへん申しわけないのですけれども、甘くしているか辛くしているか、その辺は私もはっきりいたしません、非常に悪い状況のときには生徒のほうも非常に取りかえてしまふ、それがあ

○鈴木力君 やはり合格率は需給とはあまり関係ないでしようね。どうもおかしいと思ふ。それで、くどくど私は申し上げませんが、時間もありませんので、年々合格者が減つていくのを調べてみましたら、年々合格者が減つていくのです。そしていま試みにと思つて、私もある学校へ行つて聞いてみたのです。三年間で、一般教養ですか、高等学校の課程の基礎科目と専門技術科目との課程を、いまの電波の進歩した状態に合わせるということ、どんな優秀な生徒を集めて、どんな教員がおつたにしても、できない、こういうことですね、技術的に。そういう訴えを私も聞きまして。それから、いま合格率がほとんど下がつていくというのは、これはやはり試験のほうがかつていくという進歩の度合いによつて高くなつていくから、そこでやはり私も高等専門学校にすべきではないかという意見を持っておるわけですから、それがいいか、これは、これは免許状とからむものですか、就職先も免許状を必要とする就職先が大部分です、したがつて、農業とか商業とか、そういう免許状を必要としないところとは別個な立場で、やはりこれは検討すべき問題ではなかつたかと、こう思つておるわけなんですけれども、その点どうですか。これは学術局長か、どちらでも……。

○政府委員(天城勲君) バトンタッチの仕事になりますので、適宜二人でお答え申し上げます。御指摘のように、年次によつて非常に違いますし、また、特に電波関係の技術者というものの需要が、先生御指摘のように最近非常に広がつております。陸上にもたくさんあるわけでございます、現に海上就職者というものは、資格ある者の中

からでも四分の一しか海に行っておりませんし、あとは陸上の通信関係、あるいは弱電関係の技術者として働いております。

で、ひとつ海運界のほうでは、最近外航船舶の船舶通信士の資格の変更がございまして、一級無線通信士が必要になってきております。そういう関係から申しますと、この一級通信士の養成は大学と短大が現在御案内のようにございまして、そつちの面が非常に正面に出てくるかと思っておりますが、高校段階でそれだけをやわらげてまいりますと、やや不十分だということになります。その思いを、特に航海、外航船舶の通信士、一級無線通信士の養成というものを正面から考えるならば、教育の内容ももう一べん検討しなければならぬというところは確かにあるかと、かように考えております。

○鈴木力君 そうすると、私は多少考えが違ふのですけれども、電気通信大学ですか、あの大学は船員の養成を目的とした大学なんでしょうか。そうでなくて、いわゆる電気通信関係の学問研究の場だと思ふのですけれども、そうじゃないんですか。○政府委員(天城勲君) ことばが足りませんが、主は短大の分野でございまして。

○鈴木力君 そこで、短大があるから高等学校はほうっておいてもいいという理屈ということにはならないと思ふのです。相当や船のほうにも行っておりますね。それから、船に行かない者の事情を、船に行く者が全部じゃないからいいという考えにとられると、あそここの学校の生徒たちは相当これは悲しむであらうと思ひますよ。どうせ一級が取れない。一級どころではない、二級も取れない。どうせ取れないからという事で、免許状のない就職先をさがすという傾向が生まれてきております。それから、いまの陸上だけでも、やはり通信士の免許状のある者の就職先が非常に多いわけです。必ずしも船だけが通信士の免許状を必要としないわけです、いま、そういう面からす

れば、せつかくの国立のものが、だれが見ても免許状取れない課程にいま追い込んでおるといふのは検討すべきじゃないですか、こういうことなんです。

たとえば、いまの高等学校がだんだんこのまま推移をいたしますと、免許状を取るといふところにはもう全然重きを置かなくなつてしまつて、どこかの電気メーカとかかなんかのほうにでもというふうな安易なものに生徒が流れていく危険性が出てきておる。それを当事者たちも心配をしておるわけなんです。当初出発をいたしましたように、最低二級の免許状は取らせるのだ、そしてそれがだんだん一級まで上がっていくんだと、そういうやうな目的に合つたように学校そのものを考えていくべきではないのかと、こういうことを考へておるんですけれども、そういう点について全然やはり免許状ということに抜きにして御検討なさるということなんです。

○政府委員(天城勲君) ことばが非常に不十分だったかもしれないけれども、先生のおっしゃるような事情を十分前提に置かしまして、いま申し上げましたように、一級通信士が外航船舶で法定要員として定められましたものから、その点を十分考へております。それから、卒業生の進路についてという、いま先生御指摘の面もたぶんにあるかと思ひますし、最近の卒業生の資格の取り方の状況、逐年の状況等も検討いたしておりますので、その辺の変化は十分考慮に入れた上でこの問題を考へていきたい。むしろ、先ほど申し上げましたように、これは技術的にはいまの高等学校では不十分ではないかという気持ちは持つております。それから、高専制度にするしかたについて、大学局としていろんな御要望もあるもので、いま審議会で調査している、検討している、そういう状況でございまして、電波高校についての実態は私のはりにも専門職もおりますし、いろいろ調べておる段階でございまして。

○鈴木力君 時間がないのでこれでやめますけれども、やはりいまおっしゃつたやうに御検討いた

だきたいと思ひます。その免許状というのがからんでいるということ、高専と同じレベルということではなしに、やはりこの問題にということ御検討いただきたいと思ふのです。

もつとも、やるということになりましても、決定をしましてからも、教育課程をどうするか、年度まぎわになつて検討を始めるのかというところでなしに、できればもうすぐ始めるといふ腹を固めて、そして教育課程をどうするかというやうな具体的な検討に入つていただくやうに、これは御要望申し上げたいと思ひます。

たいへん時間がなくて恐縮ですが、もう一言だけ伺いたのですが、大学局長さんにお伺いしたいのです。いまの新制大学で、新制大学といわれている戦後出ました大学で、教官の定数、それから生徒の授業の単位、それから建物の設備、広さ、これについて大学設置基準の上についているものと下についているものとこの比率はどうなつていますか。時間がないためにこれを分けて伺ひませんで、一括して伺ひます。

○政府委員(宮地茂君) これは個々の大学によって違いますけれども、総じて申しますと、国立大学でございませうれば、設置基準の教員定数よりは相当上回つておるといふふうに申し上げていいと思ひます。と申しますのは、設置基準は一応標準的な基準ということになっておりますが、特に経営等の関係で教員の就職が思わしくない私立大学等と国立大学は相当違いますし、そういう関係で現在の設置基準は一応最低の基準というふうな実質的には考へておられて、国立大学のほうはそれより上回つておると思ひます。施設基準につきましても、大学設置基準を満たしていない国立大学は、これも個々によつて違ひますけれども、大まかに申しまして、大学設置基準で大学の設置認可の審査をいたします場合の基準よりは上回つておると考へていいと思ひます。

○鈴木力君 そうしますと、あれですか、授業を受ける単位は生徒は五十人ですね、設置基準では、それから、かりに合同する場合でも、二百人

をこえてはいけないという規定が設置基準にありますね。そうすると、いまの大学、国立大学に関する限りは、二百人以上集めて合同の授業をしていけるやうな実態はないとおっしゃるわけですね。

○政府委員(宮地茂君) そういう御質問でございまして、これは授業のやり方につきまして、特に教養部の関係とか、あるいは法学部、経済といったやうなところは、私いまさういふきわめて詳細な調査は資料としてないと思ひますのでお答えしにくうございまして、実態として、そういう授業のやり方としては二百名をこえておるものは絶対にはありませんと申し上げる自信はございませぬ。ただ、設置基準でいいます教員数とか施設基準と申しますのは、その入学している何人に対して何坪ぐらいのやうな教室を持つてとか、あるいは教官の数は何人というものが大体設置基準のたてまえてございまして、それを現実の授業をやる場合に、二百人集めたり十人やるのかということ、まあ設置基準にも一部さういふ点はございまして、ちよつと私自信ございませぬ。先ほど申し上げましたのは、いわゆる大学をつくつたりします場合の基礎になります数字に基づいてのことを申し上げた次第でございまして。

○鈴木力君 そうすると、私のほうがだいたい不勉強で新しいことを教わりましたのですが、二百人をこえて授業をするというのは、これは設置基準の一部なんです、授業体系に、私はその数字をどうこうというわけじゃないのですが、私がほんとうに伺ひたいのは、さういふ二百人以上をこえて授業をしていけるのは、授業の都合ではなしに、設置基準の第六条、第七条ですか、それから第十二条、六条と七条には、この講座制の大学は専任教員を置かなければいけないとか、それから学科目制には専任教員または助教と、いろいろ設置基準で定められているでしょう。そして兼任教員がやる場合は総数の半数をこえてはならないとあるのですよ、これは十二条ですか。そのいまの教官教授が、その設置基準のとおり兼任教授がい

ないために、やむを得ず合併授業をして、二百人をこえてはならないのだと、大学の人たちが私どもに説明をしてくれるのはそういうことなんです。

時間があれば具体的な大学をあげてどの教科はどうかということも伺ってほしいですけれども、きょうは時間がありませんのでやめますけれども、そういう点で、少し局長のほうは、なかなかびっくりしないでおおようにしておられるところは非常に敬意を表しますけれども、私はやっぱりこの私立大学に比べれば問題なく国立大学が進んでおる、これは認めますけれども、少なくとも大学をつくったときに、大学というのはこういうものをつくりたい、そう言い出してつくった大学が今日まだ最低だと。第一条に規定されているその最低に達していない大学は、何か私の感じでは、これは自信がありませんけれども、感じでは、相当数あるんじゃないかという感じがするのです。そういういたしますと、やっぱりこの大学の設置問題、大学設置でいろいろと検討なさる場合にも、そういうおかれている面についてのもう少し綿密な検討と対策というのが必要じゃないか。これはさっき私が申し上げましたような養護教諭の問題等も同じなんです。大学もほうっておけば、何とか授業をして卒業生を出しているからということでは、いってやるはだと思われと、ちょっと私はどこかもの足りないような感じもするのですが、しかしあとで、これはほんとうにあとでよろしゅうございしますが、大学を点検をなさいまして、いわゆる専任教授の配置、それから専任教授がない場合には助教でかえることができるという条件もありませんけれども、やっぱりいまの大学の研究と教育機関のあわせた状態のときには、相当この点については御検討いただきたいと思うので

す。

このように申しますのは、い非常に問題になっておりました、これはこの前にも出たのですから蒸し返しませんが、国家公務員の総合

定数制ですか、ああいう問題がからんでまいりますと、何かうわさには何%とか一律に減らすのだというふうな意見も出てきている。ところが、大学自体は、調べていただきますと、たしか設置基準を相当下回っているところがあるはずなんです。その設置基準から下回っているようなときに、一本にして定数を減らすのだというふうなところが、誤解が正解かわかりませんが、伝わったりしますと、これはやっぱり相当に不安も与えていると思います。そういう点から、私はやっぱり、まずとりあえず定数の問題については、設置基準を満たすように、これは質的な問題もあると思いますけれども、手だてをお願いしたい、こう思っています。まお聞きしたわけなんです、あともこれを調べていただきます、できれば調べた結果をお知らせいただきたいと思

います。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど申しました、先生がいろいろ条文をあげられた中で、講座なり学科目で、教授、助教授、助手とか、こういうふうなもの、この設置基準に基づきましてもう少し詳細な内規的なもの等がございまして、大学をつくらうする場合は、設置審議会の審査委員のほうでいろいろ審査しております。そういう意味では、国立大学はそちらのほうの教官定数等に設置基準を割っているものはない。ただ、省令の設置基準の中にあります授業のやり方として、おおむね一つの授業科目が五十人だ、あるいは特別の場合を除いて二百人をこえない程度で授業は行なうようにといった、こういうことにつきましても、ちょっと実態を私のほうでそういう調査はいたしておりますので、今後御指摘のような点も勘案いたしまして、できる限り調査をして御要望におこたえできるように資料を整えたいと存じます。

○鈴木力君 最後に、これは御要望を申し上げたのですが、さっき申し上げましたように、大学ができました新制大学と称されておる。それが大

学をつくるために地元もいろいろと努力をされていらつしやるし、文部省はもちろん努力をなさっていらつしやると思えますけれども、やっぱりまだ大学設置という立場からいたしますと、その条件は、きわめて私は大学の目的を達成するための条件は整っていない、こういうふうにも見ざるを得ない。

たとえば、私も去年奈良の女子大学を拝見いたしましたときも、あそこ理学部の学生の実験室を見ましたら、気密室というのですか、空気と湿度と湿度を一定にしておいて機械の実験をする、こんなちっぽけな部屋一つしかない。中小の小クラスの理化学関係の会社と比べたら、ものすごく劣るような気がいたします。学生たちが交代にやっても、全部の学生がそれを使い得ない、そういうような実態が所々々々にあるのじゃないかと思う、私の知らぬのが。

したがって、この大学の問題については、全学連対策もさることながら、何人かの部分に神経をどうこうじゃなしに、そうじゃなしに、もっと基本的な問題を、次から次へと条件を整えて、そういうことから学生を、ほんとうに学問がやれるような雰囲気、むしろそういう施設なり設備なりの条件のほうでリードしていくことが大事じゃなからうか。こういう意味で、いま局長さんの御答弁をいただきましたが、よく御検討くださいまして、もう一段とやっぱり大学に対する対策というのが、設備の面からいって、それから人件費の面からいって、努力をする点が多々あるのじゃないか、こう思いますので、御検討の上善処を御要望申し上げます、私の質問を終わります。

○委員長(中村喜四郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中村喜四郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中村喜四郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(中村喜四郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

められておりますので、この際これを許します。
灘尾文部大臣。

○ 国務大臣(灘尾弘吉君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨に沿いまして、すみやかに検討し、努力いたしたいと存じます。

○ 委員長(中村喜四郎君) なお、本院規則第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○ 委員長(中村喜四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

昭和四十三年五月八日印刷

昭和四十三年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局